

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	SREホールディングス株式会社
【英訳名】	SRE Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西山 和良
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6274-6550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO兼コーポレート本部長 益子 治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6274-6550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO兼コーポレート本部長 益子 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第1四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (千円)	1,040,312	3,850,353
経常利益 (千円)	125,110	717,467
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	61,542	473,442
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	61,542	473,442
純資産額 (千円)	7,171,567	7,090,951
総資産額 (千円)	9,093,565	8,054,693
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.06	33.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	3.91	32.10
自己資本比率 (%)	78.7	88.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第6期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第6期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は、2019年12月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第6期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,038,872千円増加し、9,093,565千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より1,066,220千円増加し、8,074,811千円となりました。これは主にたな卸資産が1,652,453千円増加した一方、現金及び預金が398,580千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末より27,347千円減少し、1,018,754千円となりました。これは主に投資その他の資産が28,670千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ958,256千円増加し、1,921,998千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末より304,512千円減少し、516,242千円となりました。これは主に未払法人税等が234,883千円、賞与引当金が48,581千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末より1,262,768千円増加し、1,405,755千円となりました。これは主に長期借入金が1,266,000千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ80,615千円増加し、7,171,567千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により、利益剰余金が61,542千円増加したことによるものであります。

なお、自己資本比率は78.7%となっております

経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請や、営業自粛要請により、極めて厳しい状況にありました。足元では、緊急事態宣言解除後の感染者増加など先行き不透明な要因がありながらも、経済活動に再開の動きがみられます。

このような状況の中、当社グループは、「A DECADE AHEAD 今の先鋭が10年後の当たり前を造る」を企業理念として掲げ、ディープラーニングなどを始めとする人工知能技術やWEBアプリケーション技術を基盤とした「AIクラウド&コンサルティングサービス」と、実業（リアル）を基盤とした「不動産サービス」を有機的に結合させた事業を展開してまいりました。「不動産サービス」は積極的に内部オペレーションにテクノロジーを取り入れ差別化と競争力強化を図る不動産テックの性格を帯びた事業となっており、「AIクラウド&コンサルティングサービス」はその内部オペレーションのテック化で培われた技術やソリューションを、同業他社や他産業に対してプロダクトとして外販していく事業となっております。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、AIクラウドサービスにおける月額課金型サービス等が収益を下支えしたこともあり、売上高1,040,312千円、営業利益123,382千円（売上高販管費率40.4%）、経常利益125,110千円、親会社株主に帰属する四半期純利益61,542千円となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大や緊急事態宣言発令の影響は、不動産仲介サービスなど一部のサービスにとどまっております。

当社は、当第1四半期連結累計期間より報告のセグメント区分を変更しております。セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

<AIクラウド&コンサルティング事業>

クラウドサービス（不動産価格推定エンジンなどのディープラーニング技術を核とするパッケージ化されたAIを用いたクラウドサービス）の提供や不動産売買プラットフォーム「おうちダイレクト」を通じて、他の不動産仲介会社に向けた業務支援サービスの利用者数を順調に増やしてまいりました。

また、コンサルティングサービス（不動産仲介会社や金融機関をはじめとする各種業界におけるマーケティング活動、営業活動といった顧客企業の様々な経営課題に対して将来予測分析ツールを用いた解決策の提供又はシステム提供を行うサービス）の顧客を広く開拓してまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間におけるAIクラウド&コンサルティング事業の売上高は195,980千円、営業利益は148,789千円となっております。

<不動産事業>

不動産仲介サービスとして、顧客満足度の追求とテック活用を推進するコンサルティングサービスを継続的に提供するとともに、スマートホームサービスとして、個人向け賃貸マンション「AI FLAT（アイフラット）」の開発及び投資家や富裕層向けの販売を進めてまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策により不動産仲介サービスにおける対面営業を4～5月を中心に自粛していたこともあり、当第1四半期連結累計期間における不動産事業の売上高は903,332千円、営業損失は9,251千円となっております。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当社グループは、「AIクラウド&コンサルティング事業」において利用するソフトウェアの開発等を行っておりますが、これら開発行為を通常業務の一環として行っており、研究開発部分を特定することは困難であります。したがって、研究開発費を区分集計しておりませんので、金額の記載を省略しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりであります。

(金銭消費貸借契約)

当社は、以下のとおり借入を実行しております。

借入先	三井住友信託銀行株式会社	株式会社三井住友銀行
取締役会承認日	2020年6月15日	2020年6月25日
契約締結日	2020年6月30日	2020年6月30日
実行日	2020年6月30日	2020年6月30日
借入金額	461,000千円	805,000千円
返済期限	2021年9月30日	2022年6月30日
担保の有無	あり	あり

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,167,702	15,204,922	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	15,167,702	15,204,922	-	-

(注)1. 当第1四半期会計期間末から提出日現在までに増加した発行済株式については、新株予約権の行使及び譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権

決議年月日	2020年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	454
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,679(注)1
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2030年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 2,593 資本組入額 1,297
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権発行時(2020年4月6日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 2 発行価格は、行使時の払込金額1,679円と新株予約権の付与日における公正な評価額914円を合算しています。
- 3 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の（1）から（3）の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - （1）本第7回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。
 - （2）新株予約権者は、本第7回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - （3）新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続することができない。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第8回新株予約権

決議年月日	2020年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1
新株予約権の数(個)	681
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,679(注)1
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2030年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 2,593 資本組入額 1,297
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権発行時(2020年4月6日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 2 発行価格は、行使時の払込金額1,679円と新株予約権の付与日における公正な評価額914円を合算しています。
- 3 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(4)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 本第8回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。)のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。
 - (2) 受益者は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。
 - (3) 受益者は、本第8回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (4) 受益者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び受益者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続することができない。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日 (注)1	29,502	15,167,702	4,899	3,544,754	4,899	3,544,754

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2020年7月10日付で、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により発行済株式総数が7,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9,797千円増加しております。
- 2020年7月1日から2020年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が29,820株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,350千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は、第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期累計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,137,600	151,376	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	15,138,200	-	-
総株主の議決権	-	151,376	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,182,384	2,783,803
売掛金	79,440	78,548
営業出資金	767,511	743,986
たな卸資産	2,677,685	4,330,138
その他	303,252	140,016
貸倒引当金	1,682	1,682
流動資産合計	7,008,590	8,074,811
固定資産		
有形固定資産	161,919	157,593
無形固定資産		
ソフトウェア	395,243	406,748
その他	78,805	72,949
無形固定資産合計	474,049	479,698
投資その他の資産	410,133	381,462
固定資産合計	1,046,102	1,018,754
資産合計	8,054,693	9,093,565
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,453	27,069
未払金	75,447	74,976
未払費用	154,810	124,411
未払法人税等	270,533	35,649
賞与引当金	93,909	45,328
その他	216,601	208,808
流動負債合計	820,754	516,242
固定負債		
長期借入金	-	1,266,000
その他	142,986	139,755
固定負債合計	142,986	1,405,755
負債合計	963,741	1,921,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,539,855	3,544,754
資本剰余金	3,539,855	3,544,754
利益剰余金	5,855	67,398
株主資本合計	7,085,565	7,156,906
新株予約権	5,386	14,660
純資産合計	7,090,951	7,171,567
負債純資産合計	8,054,693	9,093,565

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	1,040,312
売上原価	496,518
売上総利益	543,794
販売費及び一般管理費	420,412
営業利益	123,382
営業外収益	
持分法による投資利益	2,571
その他	5
営業外収益合計	2,576
営業外費用	
支払利息	520
その他	327
営業外費用合計	848
経常利益	125,110
税金等調整前四半期純利益	125,110
法人税、住民税及び事業税	31,606
法人税等調整額	31,960
法人税等合計	63,567
四半期純利益	61,542
親会社株主に帰属する四半期純利益	61,542

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	61,542
四半期包括利益	61,542
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	61,542
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年6月30日)

減価償却費 52,629千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	AIクラウド&コ ンサルティング	不動産	計		
売上高					
外部顧客への売上高	136,980	903,332	1,040,312	-	1,040,312
セグメント間の内部 売上高又は振替高	59,000	-	59,000	59,000	-
計	195,980	903,332	1,099,312	59,000	1,040,312
セグメント利益又は損失 ()	148,789	9,251	139,538	16,156	123,382

(注)1. セグメント利益又は損失の「調整額」 16,156千円は、セグメント間取引消去を記載しておりま
す。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、前連結会計年度まで『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントとしておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「AIクラウド&コンサルティング」及び「不動産」の2区分に変更しております。

これは主に、今後の事業戦略の実現に適した体制を検討した結果、上記2セグメントの組織体制構築が商品を開発する力とスピードを発揮する上で最適と判断し、当社グループの内部モニタリング単位を変更したことによるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	4円06銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	61,542
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	61,542
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,147,389
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3円91銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	578,478
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2020年6月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行しております。

借入先	株式会社徳島大正銀行
資金使途	販売用不動産の取得
取締役会承認日	2020年6月15日
契約締結日	2020年7月31日
実行日	2020年7月31日
借入金額	1,133,000千円
借入利率	変動金利 (TIBOR + スプレッド)
返済期限	2021年9月30日
返済方法	期日一括返済
担保の内容	たな卸資産に計上されている 販売用不動産の一部
その他重要な特約等	無

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

SREホールディングス株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸賢市
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSREホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SREホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない

場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。